国際交流基金とは

国際交流基金(ジャパンファウンデーション)は、世界の全地域において総合的に国際 文化交流事業を実施する日本の専門機関として、国際相互理解を深め、平和な国際社 会構築に貢献する活動を行っています。

国際文化交流による新たな 創造を目指します

日本文化が世界の人々の文化的財 産になるよう国際交流を促進し、 それによって世界の文化的創造に 貢献します。

日本理解を推進します

日本文化や日本の伝統、また日本 の歴史的体験を紹介するさまざま な交流を行うことにより、海外にお ける日本理解を増進し、あわせて 相互理解を深めます。

日本語での国際コミュニ ケーションを推進しています

日本語は日本文化の粋であり、日 本語の国際化を推進します。

市民の国際交流活動を バックアップします

市民団体や NGO、NPO の国際交流 活動を支援することにより、市民の 国際交流を推進します。

平和な国際社会の構築に 貢献しています

対立する国家や民族間の相互理解 を促進し、また紛争地域などで傷 ついた人々の心を癒す文化交流を 行うことを通じて世界の平和構築に 貢献します。

企業の社会貢献活動と 連携します

ますます国際化しつつある日本企業 との連携を深め、企業の海外にお ける社会貢献活動に寄与するような 事業を行います。

1970年前後、日本の急速な経済成長にともなって文化面での日本の発信能力を強化していく必要性が 認識されるようになり、1972年、国際交流基金 (英文名 The Japan Foundation) が外務省所管の特殊法 人として発足しました。以来、国際交流基金は、日本を代表する公的な国際文化交流機関として活動し、 2003年10月に独立行政法人化し、現在、本部と京都支部、2つの附属機関(日本語国際センター、関西 国際センター)、海外 18 カ国の 19 の海外拠点をベースに、外部団体と連携しつつ活動しています。

政府出資金(1,110億円)を財政的基礎とし、運営はこの政府出資金の運用益、政府からの運営費交付 金および民間からの寄附金等により行っています。役職員数は229名(2007年3月31日現在)です。

独立行政法人国際交流基金法第 3 条

独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我 が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において 世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発 展に寄与することを目的とする。